

旭川中央交通株式会社
一般事業主 行動計画

全社員が各事業部において、その能力を発揮するとともに、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6年 4月 1日から 令和 8年 3月 31日までの 2年間

2. 内容

目標 1：繁忙期における所定外労働の削減を目的に、ノー残業デーを設定実施する。

<対策>

- 令和 6年 6月～ 所定外労働の現状を把握
- 令和 6年 7月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和 6年 8月～ ノー残業デーの実施。管理職への研修（年2回）及び社内
掲示などによる社員への周知（毎月）

目標 2：年次有給休暇取得促進制度を導入し、年度内における年次有給休暇の取得
日数を1人当たり平均年間10日以上（連続3日以上を含む）とする。

<対策>

- 令和 6年 4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握（毎月）
- 令和 6年 4月～ 社内検討委員会での検討（実施済）
- 令和 6年 6月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 令和 6年 4月～ 有給休暇残日数の告知や取得状況のとりまとめなどによる
取得促進のための取組（実施中）